

福祉系高校修学資金等貸付事業実施要綱

第1 目 的

この事業は、秋田県内において介護業務等に従事しようとする者に対し、次に掲げる修学等に必要な資金（以下「修学等資金」という。）を無利子で貸付することにより、秋田県内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を図ることを目的とする。

- 1 今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す生徒に対する修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）。
- 2 1 の福祉系高校修学資金の貸付を受けた者のうち、第 4 に掲げる事項に該当する者に対する福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「福祉系高校修学資金返還充当資金」という。）。

第2 実施主体

修学等資金の貸付は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 福祉系高校修学資金

- 1 第 1 の 1 の福祉系高校修学資金の貸付対象者は、福祉系高校に在学する者で、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。
 - （1）卒業後に第 11 の 1（1）に定める業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心がある者。
 - （2）（1）に該当する者として、在学する高等学校の長の推薦を受けた者。
- 2 4 の（3）の国家試験受験対策費用の貸付対象者は、1 のほか、令和 3 年度以降に福祉系高校を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者とする。
- 3 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。
- 4 修学資金の貸付上限額は次の（1）から（4）の合算額以内とする。

なお、これらの資金は授業料、入学金に充当することはできない。

 - （1）修学準備金 入学時又は入学後に福祉系学科への進学が決定した年度の貸付に限り 30,000 円以内
 - ・介護実習に際に必要な実習着等、福祉系高校において修学するに当たって特有の必要な準備経費に充当するものであること。
 - （2）介護実習費 一年度当たり 30,000 円以内
 - ・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

(3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内

・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(4) 就職準備金 卒業時の貸付に限り 200,000 円以内

・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

第4 福祉系高校修学資金返還充当資金

1 第1の2の福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付対象者は、福祉系高校修学資金の貸付を受けた者のうち、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする(第11の3により読み替えの適用となる者を含む。)

(1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行った者。

(2) 第11の2(1)に定める業務(以下「充当資金返還免除対象業務」という。)に従事した者。

2 貸付額は、第3の4により貸付した福祉系高校修学資金と同額とする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第5 貸付の申込み

1 福祉系高校修学資金の貸付を受けようとする者(以下「貸付申込者」という。)は、「福祉系高校修学資金貸付申請書」(様式第1号)に在学する高等学校の長の「推薦状」(様式第2号)及び「誓約書」(様式第3号)を添えて、県社協会長に提出するものとする。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付を受けようとする者は、充当資金返還免除対象業務に従事した旨を記載した「業務従事届」(様式第4号)を県社協会長に提出するものとする。

第6 貸付決定の通知

1 県社協会長は、福祉系高校修学資金の貸付を行う旨を決定したときは、貸付申込者へ「福祉系高校修学資金貸付決定通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

2 県社協会長は、福祉系高校修学資金の貸付を行わない旨を決定したときは、貸付申込者へ「福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

3 福祉系高校修学資金の貸付申込者は、1により貸付決定通知書の交付を受けたときは、すみやかに連帯保証人の連署した「福祉系高校修学資金借用証書(様式第7号)」に印鑑証明書を添えて県社協会長に提出するものとする。

4 県社協会長は、第5の2による業務従事届の提出を受け福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付を行う旨を決定したときは、当該業務従事届を提出した者に対し、当該者に対する貸付金を福祉系高校修学資金から福祉系高校修学資金返還充当資金に変更した旨を速やかに通知するものとする。

第7 連帯保証人

- 1 貸付申込者は、連帯保証人を立てるものとする。
- 2 連帯保証人は、独立した生計を営む成年の者で、貸付の申込み時において、満70歳未満の者でなければならない。

なお、貸付申込者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人でなければならないものとする。

- 3 連帯保証人は、修学等資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16に規定する延滞利子を包含するものとする。
- 4 2の規定に関わらず、会長が適当と認めた法人を連帯保証人とすることができるものとする。

なお、このことについての取扱は、別に定めるものとする。

第8 貸付金の交付

- 1 県社協会長は、借用証書等の提出があったときは、すみやかに当該年度分の貸付金を送金するものとする。

なお、借用証書等は毎年度、県社協会長が定める日までに提出するものとする。

ただし、福祉系高校修学資金返還充当資金については、貸付対象者に実際に交付するのではなく、福祉系高校修学資金の貸付金額を福祉系高校修学資金返還充当資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えることで完結するものとする。

- 2 貸付金は、借受人が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

なお、振込先を指定又は変更する場合は、「福祉系高校修学資金振込口座（変更）届出書」（様式第8号）を県社協会長に提出するものとする。

- 3 県社協会長は、貸付金の返還に係る債権債務が全て消滅したときは、第6の3に定める借用証書を借受人に返還するものとする。

第9 届出義務

- 1 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を県社協会長に届け出なければならない。

（1）借受人が休学、復学、転学、留年したとき、又は停学、退学の処分を受けたとき

（2）借受人が休職、復職、転職、退職したとき、又は停職、免職の処分を受けたとき

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- 3 1又は2による届出は、借受人の修学等資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

借受人又は連帯保証人の住所・氏名に変更が生じたときは、すみやかに「住所・氏名変更届」（様式第9号）を県社協会長に提出するものとする。

- 4 借受人が、返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事したときは、「業務従事届」（様式第4号）、業務従事先を変更したときは「業務従事状況変更届」（様式第10

号)に「業務従事期間証明書」(様式第 11 号)を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- 5 その他、県社協会長は、必要があるときは、借受人に対し、修学等資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

第 10 貸付契約の解除及び貸付の休止

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、その契約を解除するものとする。
 - (1)福祉系高校を退学したとき。
 - (2)心身の疾病等のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3)学業成績が著しく不良になつたと認めるとき。
 - (4)死亡したとき。
 - (5)その他事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 県社協会長は、福祉系高校修学資金の貸付を受けた者が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の期間中は修学資金の貸付を行わないものとする。
- 3 県社協会長は、借受人が「契約解除・休止・再開届」(様式第 12 号)により、貸付契約の解除又は休止を申し出たときは、その契約を解除、又は休止するものとする。

第 11 返還の債務の当然免除

県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

1 福祉系高校修学資金

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1)福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に、介護福祉士の登録を行い、秋田県内において、居宅サービス等(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(同法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3 年(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、秋田県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「3 年」の計算については、在籍期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上とする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) (1) に定める期間中に、業務上の理由により死亡し又は業務に起因する心身の疾病等のため業務に従事できなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 秋田県内において、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項、同条第 18 項、第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 号、同条第 7 号及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう。）を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、同条第 28 項及び第 77 条の 2 並びに身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として従事し、3 年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、前述の「3 年」の計算については、在籍期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上とする。

また、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は 1 を準用する。

- (2) (1) に定める期間中に、業務上の事由により死亡し又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

- 3 1 の(1)において福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、1 の(1)及び第 12 に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、1 の(1)、第 11、第 12 における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えることとする。

- 4 福祉系高校修学資金の借受人が、在学する福祉系高校を卒業した日の属する年度に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、法に定める国家試験を受けることができなかった場合又は当該試験に合格できなかった場合において、借受人からの「国家試験受験予定申出書」（様式第 13 号）に基づき、次年度の試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、1 の(1)の「卒業した日」を「国家試験に合格した日」とする。

ただし、本項については、3 における読み替えの適用は除くものとする。

- 5 1 の(1)又は 2 の(1)に該当する者は、「返還免除申請書」（様式第 14 号）に「業務従事期間証明書」（様式第 11 号）を添えて、県社協会長に届け出るものとする。

6 1の(2)又は2の(2)に該当する者は、「返還免除申請書」(様式第14号)に医師の診断書を添えて、県社協会長に提出するものとする。

ただし、借受人が死亡した場合は、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

7 3に該当する者は、「返還猶予申請書」(様式第15号)に大学等の在学証明書を添えて、県社協会長に提出するものとする。

8 4に該当する者は、「返還猶予申請書」(様式第15号)に「国家試験受験予定申出書」(様式第13号)を添えて、県社協会長に提出するものとする。

第12 返還

本事業の借受人が、次の各号の1に該当する場合(他種の養成施設等における修学災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の翌日から1年以内に、「返還計画書」(様式第16号)に基づき、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、本事業が介護職員等又は障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることに鑑み、返還の適用の前に借受人の就労継続に向けての相談支援等を行い、第11の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

1 修学等資金の貸付契約が解除されたとき。

2 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。

3 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、秋田県内において返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事しなかったとき。

4 秋田県内において返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

5 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第13 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による借受人が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているときは、「返還猶予申請書」(様式第15号)の提出があったものに限り、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 返還の債務の履行の裁量猶予

県社協会長は、本事業による借受人が次の各号の1に該当する場合には、「返還猶予申請書」(様式第15号)の提出があったものに限り、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 秋田県内において返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第 14 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、本事業による借受人が、次の各号の 1 に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき。
 - ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。
 - ・返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 秋田県内において本事業による貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事したとき。
 - ・返還の債務の額の全部又は一部
- 2 裁量免除の額は、秋田県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第 15 従事期間の計算

貸付金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、返還免除対象業務又は充当資金返還免除対象業務に従事した日から離職した日までの日数による。

第 16 延滞利子

県社協会長は、本事業による借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 17 会計経理

- 1 福祉系高校修学資金は県社協の経理規程第 7 条第 4 項の規定に基づく別紙「会計の区分一覧」におけるサービス区分「福祉系高校修学資金等貸付事業」において、福祉系高校修学資金返還充当資金はサービス区分「介護福祉士修学資金等貸付事業」において、それぞれ経理するものとする。
- 2 当該会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事に報告しなければならないものであること。

附 則

この要綱は、令和３年９月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。